

第2条(補償の要件)

- ① 少年法第2章に規定する保護事件を終結させるいずれかの決定においてその全部又は一部の審判事由の存在が認められないことにより当該全部又は一部の審判事由につき審判を開始せず又は保護処分につきない旨の判断がされ、その決定が確定した場合において、その決定を受けた者が当該全部又は一部の審判事由に関して次に掲げる身体の自由の拘束を受けたものであるときは、国は、その者に対し、この法律の定めるところにより、当該身体の自由の拘束による補償をするものとする。
- 1 少年法の規定による同行、同法第17条第1項第2号の措置(同法第17条の4第1項又は第26条の2の規定による措置を含む。)又は同法第24条第1項第3号若しくは第64条第1項第2号(同法第66条第1項の規定による決定を受けた場合に限る。)若しくは第3号の保護処分(少年院法(平成26年法律第58号)第138条第2項若しくは第4項(同法第139条第3項において準用する場合を含む。))若しくは第139条第2項の規定による措置又は更生保護法(平成19年法律第88号)第72条第1項若しくは第73条の2第1項の規定による措置を含む。)に基づく身体の自由の拘束並びに更生保護法の規定による引致及び留置
 - 2 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による逮捕、勾留及び勾引、同法第167条第1項(少年法第14条第2項において準用する場合を含む。))又は刑事訴訟法第224条第2項の規定による留置並びに刑事補償法(昭和25年法律第1号)第26条に規定する外国がした抑留又は拘禁
- ② 審判事由の存在が認められないことにより少年法第27条の2第1項又は第2項の規定による保護処分の取消しの決定が確定した場合において、当該決定を受けた者が前項各号に掲げる身体の自由の拘束又は同法第24条の2の規定による没取を受けたものであるときも、同項と同様とする。

① 趣旨

本条は、補償の積極要件を規定している。

補償がなされるための積極要件としては、①審判事由の存在が認められなかったという実体に係る要件(審判事由不存在の要件)と、当該審判事由に関して、身体自由または没取を受けたという損害に係る要件(損害の要件)が必要である。

本条の積極要件を満たす場合には、3条が規定する消極要件がない限り、国は補償すべき法的義務を負う(最高裁判所事務総局〔1993〕¹15頁)。

② 実体要件(審判事由不存在)について

「保護事件を終結させるいずれかの決定」とは、都道府県知事または児童相談所長への送致(少18条1項)、審判不開始(少19条1項)、年齢超過による検察官送致(少19条2項)、刑事処分相当の検察官送致(少20条)、不処分決定(少23条2項)および保護処分(少24条1項)を指す(最高裁判所事務総局〔1993〕²16頁)。

本条1項は、少年の保護事件において、審判事由の存在が認められないことにより、当該審判事由について審判を開始せず、または保護処分につきないことを積極要件としている。

典型的には、審判事由の存在が認められないことを理由とする審判不開始または不処分決定があった場合であるが、なかには審判事由が複数あり、一部の審判事由は認められないが、他の審判事由が認められ、それについて保護処分に付する場合もある（実務上、このような場合には、他の事実による処分決定の主文に審判不開始または不処分決定を併記するか、他の事実による処分決定の理由中で明示するとどめるという取扱いがなされているという。最高裁判所事務総局〔1993〕320頁注20）。この場合にも、一部無罪に対する刑事補償と同様に補償を行うべき場合があることから、決定の主文にかかわらず、実質的に非行事実なしを理由とする審判不開始または不処分の判断がなされたことが要件となっている（最高裁判所事務総局〔1993〕415頁）。

審判例としては、(i)家庭裁判所に送致された犯罪事実の一部が認められない場合として、①併合罪の関係にある数個の犯罪事実のうち一部の犯罪事実が認められない場合には審判事由の不存在の要件を満たすとされ（横浜家決平4・10・12家月45・1・163、鳥取家米子支決平4・12・22家月45・5・112、宇都宮家決平5・5・17家月45・8・176、広島家福山支決平6・4・11家月46・7・113、千葉家決平6・7・18家月46・11・71、札幌家苫小牧支決平10・3・31家月50・12・56、大阪家決平11・4・26家月51・9・80、大阪家決平12・5・30家月52・12・82、岐阜家大垣支決平13・11・20家月54・8・61）、②科刑上一罪（牽連犯、観念的競合）の一部が認められない場合も審判事由不存在の要件を満たすとされ（那覇家決平6・2・14家月46・12・86、東京家決平7・2・17家月47・9・94）、③本来の一罪の一部が認められない場合、すなわち、いわゆる縮小認定の場合については、審判事由不存在の要件を充足しないと解されている（野路〔1995〕53頁、岡部〔1999〕6403頁、光岡〔2004〕724頁）。

(ii)送致された犯罪事実が認められないが、それと同一性のある事実が認められる場合として、①送致事実は認められないが、それと同一性のある軽い事実に認定替える場合、審判事由不存在の要件を充足しないと解されている（最高裁判所事務総局家庭局〔2001〕8123頁、光岡〔2004〕924頁）。②虞犯事実を認定できても保護処分につきない場合には審判事由の不存在の要件を満たすとされ（新潟家決平5・11・16家月46・3・78、那覇家決平7・6・15家月47・9・111、前橋家決平8・1・19家月48・10・178、東京家決平13・5・22家月53・11・134）、③虞犯事実を認定した上で保護処分等に付した場合には、犯罪事実と虞犯事実とは非行態様が質的に異なることや、虞犯では法的に不可能な逮捕・勾留が現になされているのに補償されないのは妥当ではないなどの理由から、一部の審判事由につき非行なしの判断がなされた場合に該当するとする審判例が一般的である（東京家決平9・4・15

家月49・9・144, 大阪家決平14・8・16家月55・8・100, 長野家上田支決平14・12・12家月55・8・105, 山口家決平15・12・10家月56・5・166)。

なお, 本条2項は, 審判事由が認められないことにより, 保護処分取消決定がなされた場合も同様であると規定している。

③ 損害の要件について

本条1項は, 補償の積極要件として, 前記②の実体要件(審判事由不存在の要件)を満たす者が, 当該審判事由に関して, 本条1項各号所定の拘束または没取があったこと(損害の要件)を規定している。

(1) 身体の自由の拘束

この拘束は, 非行なしとされた審判事由に関して受けたものであることが必要である(光岡〔2004〕1028頁。これを「関連性の要件」という)。

関連性の有無は実質的に判断することになるが(刑事補償に関する最大決昭31・12・24刑集10・12・1692参照), 身体の自由の拘束が, 非行ありとされた事実に基づいてなされ, 非行なしとされた事実に基づく身体の自由の拘束がなされたか否かにより判断される。

審判例としては, ①非行なしとされた準強制わいせつの事實は, 別件のわいせつ目的誘拐の事實の観護措置中に在宅送致され, 別件の身体拘束中に捜査および審理も行われたとし, 非行ありとされた別件の事実で必要とされる期間を超えた身体拘束期間はなかったとして関連性を否定した審判例(東京家決平18・3・2家月59・3・88), ②非行なしとされた占有離脱物横領の事實は, 別件の窃盗の事實の観護措置中に調査および審理が行われたとし, 窃盗の事実で必要とされる期間を超えた身体拘束期間はないとして関連性を否定した審判例(秋田家決平19・10・19家月60・3・57), ③非行事実が認定された別件である住居侵入・窃盗について逮捕・勾留および観護措置がとられ, 非行事実なしとされた本件の遺失物横領の事實は在宅事件とされたが, 別件による身体の自由の拘束期間のうち3日間については, 本件に係る少年本人の取調べが行われ, 実質的に本件のために利用されていたものの, 同時に別件のための捜査も行われており, 別件の捜査のために通常必要な期間であったと認められるとして関連性を否定した審判例(神戸家姫路支決平22・1・7家月62・9・82)などがある。

本条1項1号に掲げられた身体の自由の拘束としては, 観護措置(少17条1項2号), 少年院送致(少24条1項3号)などがある(その詳細は, 最高裁判所事務総局〔1993〕1118頁を参照)。

本条1項2号に掲げられた身体の自由の拘束としては, 鑑定留置(少14条2項), 検察官送致の場合のみなし勾留(少45条4号)のほか, 刑事訴訟法上の勾引, 勾留,

鑑定留置，通常逮捕，被疑者勾留，緊急逮捕，現行犯逮捕などがある（その詳細は，最高裁判所事務総局〔1993〕1219頁を参照）。

なお，いわゆる調布駅南口事件について，少年の保護事件の抗告審で自判できる法制であれば非行事実なし不処分決定がされていたのに，差戻審が年齢超過による検察官送致をした少年の少年院収容について，「少年院収容の点は，少年の保護事件に係る補償に関する法律により補償の対象になったのに，違法な検察官送致決定の介在により，かえって受けるべき補償を失うと解するのは，いかにも不均衡かつ不合理である」とし，「本件では，このような特異な経過を経て，刑事手続に移行し，それが終了したものであるから，その間の少年院収容も刑事手続に向けられた一連のものとして『未決の抑留又は拘禁』に当たる」として刑事補償を認めた裁判例がある（東京高判平13・12・12高刑集54・2・159）。

(2) 没取について

前述したとおり，本条2項は，損害要件として，1項各号の身体の自由の拘束のほか，没取を規定している。

- 1 最高裁判所事務総局編（1993）『少年補償事件執務資料』法曹会
- 2 前掲注1書
- 3 前掲注1書
- 4 前掲注1書
- 5 野路正典（1995）「少年の保護事件に係る補償に関する法律2条をめぐる諸問題」家月47巻6号
- 6 岡部信也（1999）「少年補償をめぐる諸問題」判タ50巻11号
- 7 光岡弘志（2004）「少年補償事件の実務上の諸問題」家月56巻5号
- 8 最高裁判所事務総局家庭局（2001）「家庭裁判所事件の概況（2・完）少年事件」曹時53巻1号
- 9 前掲注7書
- 10 前掲注7書
- 11 前掲注1書
- 12 前掲注1書

（山下幸夫）